

岩手県告示第810号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成21年10月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 名称 葛巻町外川鳥獣保護区
- （2） 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成21年岩手県告示第800号）による変更後の葛巻町外川鳥獣保護区の区域
- （3） 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- （4） 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 2（1） 名称 滝沢鳥獣保護区
- （2） 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成21年岩手県告示第800号）による変更後の滝沢鳥獣保護区の区域
- （3） 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- （4） 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 3（1） 名称 久慈市侍浜鳥獣保護区
- （2） 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成21年岩手県告示第800号）による変更後の久慈市侍浜鳥獣保護区の区域
- （3） 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- （4） 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 4（1） 名称 久慈市山根鳥獣保護区
- （2） 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成21年岩手県告示第800号）による変更後の久慈市山根鳥獣保護区の区域
- （3） 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- （4） 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 5（1） 名称 久慈溪流鳥獣保護区
- （2） 区域 鳥獣保護区の区域の変更（平成21年岩手県告示第799号）による変更後の久慈溪流鳥獣保護区の区域
- （3） 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- （4） 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 6（1） 名称 八幡平鳥獣保護区
- （2） 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成21年岩手県告示第800号）による変更後の八幡平鳥獣保護区の区域
- （3） 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- （4） 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 7（1） 名称 山田町船越大島鳥獣保護区
- （2） 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成11年岩手県告示第897号）による更新後の山田町船越大島鳥獣保護区の区域
- （3） 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- （4） 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 8（1） 名称 宮古市十二神山鳥獣保護区
- （2） 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成21年岩手県告示第800号）による変更後の宮古市十二神山鳥獣保護区の区域
- （3） 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- （4） 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに所管する広域振興局、総合支局及び地方振興局の保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。